○厚生労働省令第七十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第一章の二　基本指針及び予防計画（第一条の二・第一条の三）	（新設）
第二章～第五章　（略）	第二章～第五章　（略）
第六章　医療	第六章　医療（第二十条―第二十三条の二）
第一節　医療措置協定等（第十九条の二―第十九条の六）	
第二節　流行初期医療確保措置（第十九条の七）	
第三節　入院患者の医療等（第二十条―第二十三条の二）	
第七章　新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十一）	第七章　新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十）
第八章　新感染症（第二十三条の十二―第二十七条の二）	第八章　新感染症（第二十三条の十一―第二十七条）
第九章　結核（第二十七条の二の二―第二十七条の十一）	第九章　結核（第二十七条の二―第二十七条の十一）
第十章～第十二章　（略）	第十章～第十二章　（略）
附則	附則
（五類感染症）	（五類感染症）
第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。	**第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	五　カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
六～四十　（略）	六～四十　（略）
第一章の二　基本指針及び予防計画	（新設）
（厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標）	
第一条の二　法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。	（新設）
一　法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させるための病床数	